

# 令和5年度 集団指導

## ～居住系サービス編～

～対象サービス～

- ・ 共同生活援助
- ・ 短期入所



練馬区 福祉部 指導検査担当課  
障害福祉サービス検査係



# 説明内容

- 1 地域との関係づくり
- 2 食材料費の取扱い等について
- 3 関係法令等



# 1 地域との関係づくり



## 地域との関係づくり

### 【基準省令第74条】

指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

共同生活援助および短期入所は、基準省令第74条が準用されます。

事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携および協力を行う等の地域との交流に努める必要があります。

## 地域との関係づくり

### 【基準省令第210条】

指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

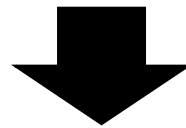
使用する建物の立地については、以下の条件が求められます。

- 住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること
- 入所施設や病院の敷地内ではないこと

## 地域との関係づくり

### 事例

- × 騒音等により近隣住民から苦情がきているが、近隣住民に十分な説明を行わず、対策も怠っていた。



地域との連携および協力を行う等の地域との交流に努めることは事業者の責務です。 地域との関係を悪化させないためにも、苦情については、事実確認や近隣住民への説明など対応してください。

また、日頃から地域との良好な関係構築に努めてください。

## 2 食材料費の取扱い等について



# 食材料費等の取扱い等について

利用者等から受けることのできる費用の支払の範囲



## 共同生活援助

- ・食材料費
- ・日用品費
- ・光熱水費
- ・家賃
- ・その他日常生活費

## 短期入所

- ・食事の提供に要する費用
- ・日用品費
- ・光熱水費
- ・その他日常生活費



# 食材料費等の取扱い等について

## 留意事項

費用の支払を受けるサービスの提供に当たっては、利用者等に説明し、同意を得る！

サービスの内容および費用について、重要事項説明書等の書面で説明し、事前に利用者等の同意を得ておく。

領収証を交付する！

支払方法に関わらず、必ず領収証を発行する。  
(領収した費目の内訳が分かるようにする。)

# 食材料費等の取扱い等について



## 留意事項

### 費用の支払を受けた目的のために適切に支出する！

- (不適切な例) 利用者から徴収した食材料費について、利用者の同意を得ず、残額を水道光熱費等に流用した。
- (不適切な例) 利用者から徴収した食材料費について、残額を事業者の収益とした。

### ④ 費目ごとに精算を行う！

- ・残額が生じた場合には、利用者等に返還する。
- ・不足が生じた際に、費目間調整や追加費用を受ける場合には、あらかじめ利用者等に文書により説明し、同意を得る。

## 3 関係法令等

### ～法令～

障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則

### ～指定基準・運営基準～

東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【[都条例 第155号](#)】

東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

施行規則【[都規則 第175号](#)】

### ～解釈通知等～

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について【[障発第1206001号](#)】

障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて

【[障発第1206002号](#)】

障害者総合支援法 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

### 3 関係法令等

#### ～ 報酬告示 ～

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第523号](#)】

#### ～ 留意事項通知 ～

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第1031001号](#)】

#### ～ 参考 ～

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 令和2年10月  
(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室)  
○共同生活援助・短期入所事業所の人員について  
(東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当)

障害者総合支援法 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律